

問い合わせ先  
八戸港管理所  
総括主幹 釜谷哲二 0178-27-5151  
(三八地域整備部内)  
八戸港湾・空港整備事務所  
工務課長 千葉忠樹 0178-22-9395  
八戸海上保安部  
交通課長 平野恵三 0178-32-4691

八戸港管理所  
八戸港湾・空港整備事務所  
八戸海上保安部  
平成23年3月22日

## 八戸港河原木地区の一部復旧について (八戸港一部復旧関連 第2報)

東北地方太平洋沖地震災害対応として、物資等の海上輸送の早期実現を図るため、八戸港において、港湾管理者である青森県、国土交通省八戸港湾・空港整備事務所、海上保安庁等、関係機関の協力のもと水路測量調査を実施しているところであり、すでに八太郎航路については、一部復旧していますが、新たに下記のとおり八戸港河原木地区の一部を復旧したのでお知らせします。

なお、他の海域についても鋭意調査を継続中であり、安全性が確保され次第お知らせ致します。

### 記

#### 1 復旧日時

平成23年3月22日(火) 午後6時00分

#### 2 復旧場所

- ・河原木2号埠頭前面海域の一部(安全確認水深8.0m)  
※ただし、河原木2号埠頭A岸壁(-1.4m)については、まだ復旧しておりません。
  - ・河原木 東北ポートサービス専用栈橋(安全確認水深6.7m)
  - ・河原木 2、3、4、5、6号栈橋(安全確認水深5.4m)
- 別図「復旧水路・岸壁一覧図」参照

#### 3 入港可能船舶

入港船舶の喫水が、次の条件を満たす場合入港可能とします。

- ・八太郎航路においては、安全確認水深10mまでの船舶
- ・喫水が、各使用可能岸壁ごとに定めた安全確認水深を超えない船舶

なお、原則として日中の航行のみとします。また、港内には、漂流物、沈船等の障害物が多数存在しているので、十分な注意が必要です。

※安全確認水深：使用可能岸壁の前面において簡易測量した値の内、最小の値

# 「復旧水路・岸壁一覧図」

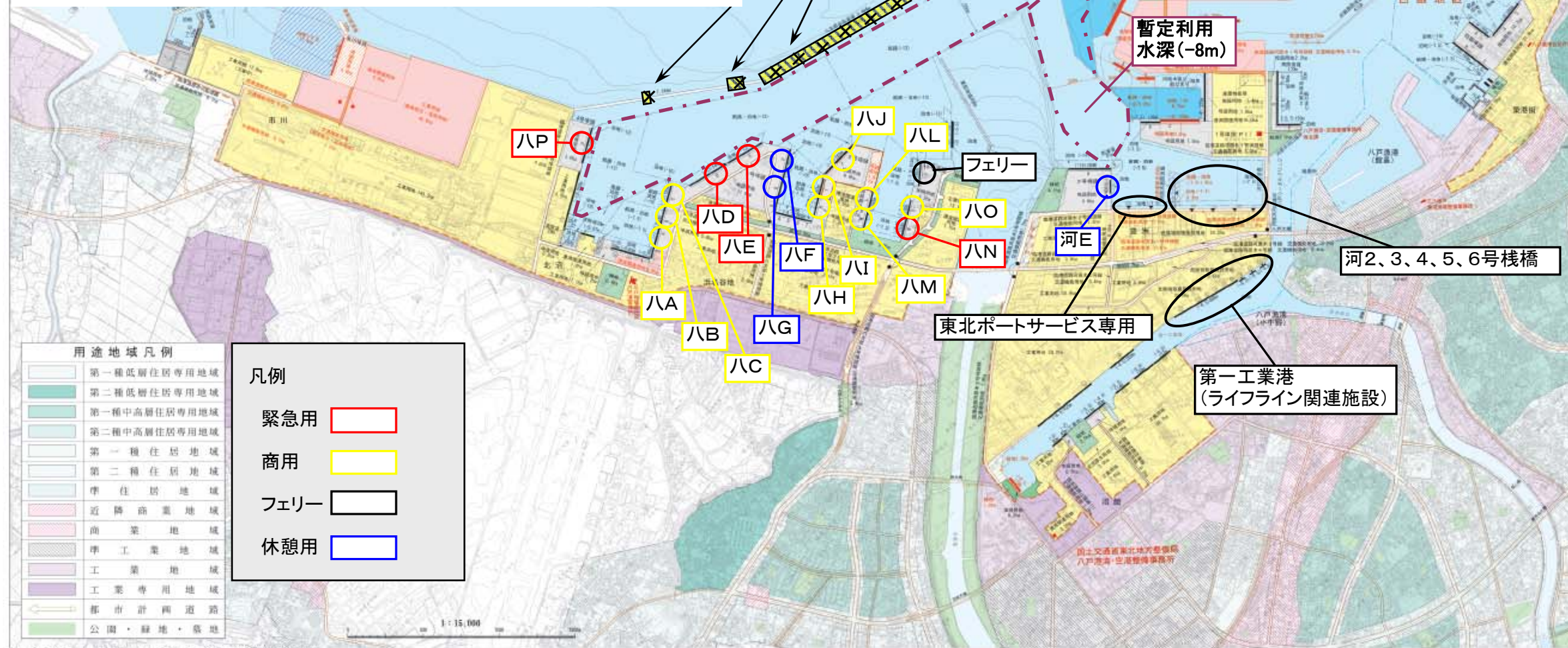
## 岸壁利用調整会議 結果一覧表

平成23年3月22日

地区名	埠頭	岸壁名	計画水深 (m)	使用形態及び安全確認水深
八太郎	4	P岸壁	-12.0m	緊急輸送船専用(-10m)
		A岸壁	-7.5m	商用(海図どおり)
	1	B岸壁	-7.5m	商用(海図どおり)
		C岸壁	-10.0m	商用(海図どおり)
		D岸壁	-13.0m	緊急輸送船用(-10.0m)
		E岸壁	-13.0m	緊急輸送船用(-10.0m)
		F岸壁	-10.0m	休憩用 暫定(-7.4m) ※支障物撤去後(-8.8m)
		G岸壁	-10.0m	休憩用(-8.8m)
	2	H岸壁	-7.5m	商用(-7.0m)
		I岸壁	-7.5m	商用(-7.0m)
		J岸壁	-13.0m	コンテナ片付け後 商用(-10m)
		L岸壁	-7.5m	商用(-6.0m)
		M岸壁	-7.5m	商用(-6.0m)
3	N岸壁	-7.5m	緊急物資専用 暫定(-5.5m) ※支障物撤去後(-6.5m)	
	O岸壁	-7.5m	商用(-5.5m)	
	フェリー	-7.5m	水域は-7.5m	
河原木	2	E岸壁	-5.0m	休憩用(海図どおり)
	2~5号棧橋	-7.5m	商用(-5.4m)	
	6号棧橋	-6.5m	商用(-5.4m)	
	専用棧橋	-7.5m	東北ポートサービス専用(-6.7m)	
第一工業港			ライフライン関連施設に係る施設供用再開を最優先に実施	
白銀				災害復旧関連船舶用

その他の施設への航路泊地支障物撤去は、できる限り早急を実施する。

## 八戸港



### けいり設備一覧

設備名	種別	位置	水深	備考
八太郎埠頭	緊急輸送船専用	埠頭4	-12.0m	
八太郎埠頭	商用	埠頭1	-7.5m	
八太郎埠頭	緊急輸送船用	埠頭1	-13.0m	
八太郎埠頭	休憩用	埠頭1	-10.0m	
八太郎埠頭	商用	埠頭2	-7.5m	
八太郎埠頭	商用	埠頭2	-7.5m	
八太郎埠頭	商用	埠頭2	-13.0m	
八太郎埠頭	商用	埠頭2	-7.5m	
八太郎埠頭	商用	埠頭2	-7.5m	
八太郎埠頭	緊急物資専用	埠頭3	-7.5m	
八太郎埠頭	商用	埠頭3	-7.5m	
八太郎埠頭	フェリー	埠頭3	-7.5m	
河原木埠頭	休憩用	埠頭2	-5.0m	
河原木埠頭	商用	埠頭2	-7.5m	
河原木埠頭	商用	埠頭2	-6.5m	
河原木埠頭	専用	埠頭2	-7.5m	
第一工業港	ライフライン関連施設	埠頭1	-	

### 凡例

凡例	例	説明
第一種低層住居専用地域	(図記)	(規定計画)
第二種低層住居専用地域	(図記)	(今図計画)
第一種中高層住居専用地域	(図記)	(規定計画)
第二種中高層住居専用地域	(図記)	(今図計画)
第一種住居地域	(図記)	(規定計画)
第二種住居地域	(図記)	(今図計画)
準住居地域	(図記)	(規定計画)
近隣商業地域	(図記)	(規定計画)
商業地域	(図記)	(規定計画)
準工業地域	(図記)	(規定計画)
工業地域	(図記)	(規定計画)
工業専用地域	(図記)	(規定計画)
都市計画道路	(図記)	(規定計画)
公園・緑地・墓地	(図記)	(規定計画)
河川	(図記)	(規定計画)
防波堤	(図記)	(規定計画)
公共用埠頭	(図記)	(規定計画)
公共用埠頭強化岸壁	(図記)	(規定計画)
公共用埠頭	(図記)	(規定計画)
専用埠頭	(図記)	(今図計画)
ドルフィン	(図記)	(規定計画)
ドルフィン撤去	(図記)	(規定計画)
小型橋	(図記)	(規定計画)
海堤	(図記)	(規定計画)
埠頭用地	(図記)	(規定計画)
緑地	(図記)	(規定計画)
緑地	(図記)	(今図計画)
緑地	(図記)	(規定計画)
緑地	(図記)	(今図計画)
その他用地	(図記)	(規定計画)
その他用地	(図記)	(今図計画)
暫用埠頭	(図記)	(今図計画)
効率的な交通を特に促進する区域(特定埠頭)	(図記)	(規定計画)
河川	(図記)	(規定計画)
河川	(図記)	(規定計画)
河川	(図記)	(規定計画)

### 用途地域凡例

第一種低層住居専用地域	(図記)
第二種低層住居専用地域	(図記)
第一種中高層住居専用地域	(図記)
第二種中高層住居専用地域	(図記)
第一種住居地域	(図記)
第二種住居地域	(図記)
準住居地域	(図記)
近隣商業地域	(図記)
商業地域	(図記)
準工業地域	(図記)
工業地域	(図記)
工業専用地域	(図記)
都市計画道路	(図記)
公園・緑地・墓地	(図記)

### 凡例

緊急用	(図記)
商用	(図記)
フェリー	(図記)
休憩用	(図記)

国土交通省東北地方整備局 八戸港湾・空港整備事務所(平成22年4月)